


国選被害者参加報告書記載に当たっての主な注意点

報告書への記載漏れや書類不備があると、支給の可否が判断できず、報酬等が不支給となる場合があります。報告書提出前に、ご確認をお願いします。

【選定日】
選定通知書に記載されている選定日を記載してください。
選定日前の活動は算定の対象外となります。

 **国選被害者参加報告書（第一審）**

提出日 年 月 日

弁護士 一般 スタッフ（登録番号 年 月 日） 通常/裁判員 通常裁判員 / 裁判員裁判

被害者参加人 ※複数の場合すべて記入	以上 名	裁判所名・事件番号	地方裁判所 支部 年（ ）第 号
被告人		選定日	年 月 日
起訴日	年 月 日	判決日	年 月 日
罪名(罰条)	*特別法犯については必ず罰条を記載してください。		
被告人が複数のため、複数の審理があった。 *起訴状などを入手されている場合は写しを添付してください。	<input type="checkbox"/> 有	事件番号: 年()第 号被告人: 罪名:	起訴日: 年 月 日 判決日: 年 月 日
		事件番号: 年()第 号被告人: 罪名:	起訴日: 年 月 日 判決日: 年 月 日
活動終了日	年 月 日	<input type="radio"/> 上訴期間満了 <input type="radio"/> 検察官による上訴等 <input type="radio"/> 選定取消し <input type="radio"/> その他	

* 公判期日、整理手続対応については、審理ごとに、別紙「(被害者参加)継続用紙①、②」に記載してください。報告書の提出はすべての審理が終了した時点でお願いします。

【同一の事件】(注1)
同一の事件があれば記載願います。

【活動終了日】
判決日と活動終了日は同じではありません。
上訴期間満了の場合であれば、判決日の翌日から起算して14日後が活動終了日となります。

公判期日	立会時間 ※午前と午後に分かれた場合はそれぞれを分けて記載してください。	備考 ※注)参照	公判内容 (※注)参照
年 月 日	～	休廷()	判決宣告のみ
年 月 日	～	休廷()	判決宣告のみ
年 月 日	～	休廷()	実質審理あり <input type="radio"/> 判決宣告のみ

【休廷時間】
裁判員裁判事件の場合は、休廷時間の記載が必須になります。

【公判期日】
日付間違いが多いためご確認ください。

【立会時間】
大幅に時間が違うケースがあるためご確認ください。

【整理手続対応】
検察官(検察庁)名、手続の種類など、全ての欄の記載が必要になります。

整理手続対応	打合せ・協議等をした検察官の氏名、検察庁の名称、打合せ・協議等の日時、時間及び場所	手続の種類 ※	対応する整理手続期日
検察官:	年 月 日	支部	年 月 日
検察官:	年 月 日	支部	年 月 日

*書ききれない場合は別紙に添付してください。
*選定後最初の整理手続

前整理手続 ②期日間整理手続
必要なため、対応したすべての打合せ・協議等を記載してください。

評議対応 あり *評議の間、在廷を命じられた()月 日 分間在廷)

審理対応特別加算 担当先行審理の数 1 2 3 4以上

費用	遠距離打合せ・協議等	<input type="checkbox"/> 別紙「旅費等請求書」に記載あり *管轄簡裁から往復直線50km以上、又は最も経済的な通常の経路・
	記録謄写費用	<input type="checkbox"/> 別紙「(被害者参加)謄写料・訴訟準備費用請求書」に記載あり(要疎明資料添付)
	公判期日出席の旅費等	<input type="checkbox"/> 最寄簡裁の管轄区域以外の場所で手続が行われた。 <input type="checkbox"/> 事務所所在地の管轄簡裁から、8kmを超える裁判所で
	通訳人費用	<input type="checkbox"/> 別紙「(被害者参加)通訳料請求書」、「(被害者参加)通訳に伴う文書作成料請求書」に記載あり(要疎明資料添付)
	訴訟準備費用	<input type="checkbox"/> 別紙「(被害者参加)謄写料・訴訟準備費用請求書」に記載あり(要疎明資料添付)

【記録謄写費用】
添付の領収書等に、謄写請求日・支払日等が記載されていない、単価が読み取れない(枚数から算出できない)場合は確認のためご連絡いたします。

旅費等請求書(兼遠距離接見等加算報酬請求書) ① (弁護・付添・

⑮宿泊料の請求及び特殊事情の報告については、旅費等請求書②<宿泊料・特殊事情>へ記

【自宅住所】
出発又は帰着地が自宅の場合、
自宅住所の記載が必要です。

事件番号: 年()第 号

弁護士 (登録番号)

事務所住所 *自宅住所

⑩自宅発着の移動がある場合は、自宅住所を記載し、出発地(帰着地)の自宅欄にチェック(記載とチェックの両方がない場合は事務所発着とみなす)。

★実費を請求しない場合は、※マークのみ記載(直線距離に応じた算定額)。

★【日付】
公判期日と移動日が不一致の場合が
多いためご確認ください。

【目的番号】
未記入がないかご確認ください。
目的番号は被疑者・被告人等と混同し
ないようご注意ください。

出張の目的(8kmを超える)

遠距離接見(面会)、遠距離打合せ・協議等の目的(25km以上)

- | | | |
|--|--|--|
| ①公判(審判)期日出頭
【被告人・付添・被害者】
②整理手続期日出頭【被告人】
③第1回公判期日前の証人尋問、
証拠保全期日出頭【被疑者・被告人】
④勾留理由開示期日出頭【被疑者・被告人】
⑤裁判員選任手続期日出頭【被告人】
⑥その他の手続期日出頭【被告人・付添】
⑮付添事件の裁判官、家裁調査官との
打合せは、⑥と記載。 | ⑦接見・面会【被疑者・被告人・付添】
⑧被害者参加人との打合せ・協議等【被害者】
⑨検察官との打合せ・協議等【被害者】
⑩記録の閲覧・謄写【被告人・付添・被害者】
…履行補助者の場合「⑩A」
⑪準抗告の申立て【被疑者】
⑫示談交渉【被疑者・被告人・付添】
⑬事件(犯行・非行)現場の確認
【被疑者・被告人・付添・被害者】 | ⑭目撃者、証人予定者、事件関係者、親族、
身元引受人等との打合せ
【被疑者・被告人・付添】
⑮目撃者(関係者)からの事情聴取【被害者】
⑯保釈保証金の納付【被告人】(保釈請求は対象外)
…履行補助者の場合「⑯A」
⑰鑑別技官との打合せ【付添】
⑱少年の保護者、学校関係者、雇用主、
補導委託先関係者等との打合せ【付添】
⑲その他【被害者】 |
|--|--|--|

※【被疑者】…被疑者国選事件 【被告人】…被告人国選事件 【付添】…国選付添事件 【被害者】…国選被害者参加事件 (私)私選・私用

日付	※ 年 月 日	移動手段 (しをつける)	新幹線・ 有料特急	経路 (車と公共交通機関の併用は、車の利用区間を記載)	金額	法テラス使用欄	
						直線距離 km	定額算定 円
出発地	※ <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 自宅	※目的番号	<input type="checkbox"/>	-	円	経路距離 km	燃料代 円
↓ 目的地1	※場所(名称、個人宅は住所、以下同じ)	<input type="checkbox"/> 本件 番 <input type="checkbox"/> 別件 番	<input type="checkbox"/>	-	円	標準燃費 km/L	請求額 円
↓ 目的地2	※場所	<input type="checkbox"/> 本件 番 <input type="checkbox"/> 別件 番	<input type="checkbox"/>	-	円	標準価格 円/L	検索結果 円
↓ 目的地3	※場所	<input type="checkbox"/> 本件 番 <input type="checkbox"/> 別件 番	<input type="checkbox"/>	往復路同一の経路・金額を請求する 合計	円	交通費 円/L	按分 / 円
↓ 帰着地	※ <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 自宅		<input type="checkbox"/>	ETC払い <input type="checkbox"/> 現金払い(金額は疎明資料の通り) ※疎明資料(領収書・ETC証明書等)を添付。	円	遠・加 円	按分 / 円
按分	他の国選事件 (事件の種類別) <input type="checkbox"/> 弁護・付添 <input type="checkbox"/> 被害者参加	年()第 号 当事者名() 目的地 (<input type="checkbox"/> 目的地1 <input type="checkbox"/> 目的地2 <input type="checkbox"/> 目的地3)					
		年()第 号 当事者名() 目的地 (<input type="checkbox"/> 目的地1 <input type="checkbox"/> 目的地2 <input type="checkbox"/> 目的地3)					

【出発地・帰着地】
出発地・帰着地のチェック漏れ
が多いためご確認ください。

【燃料代の請求】
目的地までの移動に自動車を使用し、
燃料代を請求される場合、いずれか
にチェックが必要です。

(注1)「同一の事件」とは

同一の被告人が同じ機会に複数の犯罪を犯しても、社会的事実として1つの事件といえるもの(強盗事件で夫婦が殺害された場合など)は同一事件と考えます。また、同様に、被告人が複数いる共犯事件の場合も、たとえ、審理や罪名、事件番号などが違ってても同一事件として算定を行います。